

消防団員のしおり

大津市消防団

目 次

I 消防団の概要	
1 消防団の設置	1
2 消防団の任務	1
3 消防団の特性	1
4 消防団員の権限	
(1) 立入検査	2
(2) 情報提供	2
(3) 優先通行権及び緊急通行権	2
(4) 消防警戒区域の設定	2
II 消防団員の身分、処遇等	
1 消防団員の身分と組織	
(1) 消防団員は特別職の地方公務員	3
(2) 団員の種類	3
(3) 消防団長及び消防団員等	3・4
(4) 消防団員の服務	4
(5) 消防団員の階級及び階級章	5
(6) 大津市消防団組織図	6
(7) 分団の名称及び所轄区域	7～9
2 消防団員の処遇	
(1) 消防団員報酬等	10
(2) 公務災害補償	11・12
(3) 退職報償金	12
3 消防団員等のため福利厚生事業	
(1) 福祉共済事業	13
4 表彰	
(1) 国表彰	14
(2) 日本消防協会表彰	14
(3) 都道府県、都道府県協会、市町村表彰	14
III 消防団の活性化対策	
1 消防団協力事業所表示制度	15
2 滋賀県消防団応援の店制度	16
3 消防団員募集	17
【参考資料】	18～24

I 消防団概要

- 1 消防団の設置(大津市消防団の設置、名称及び管轄区域に関する条例第2条)
消防団は、消防組織法第18条第1項の規定により、条例に基づいて設置されます。
本市では、次のとおり名称及び所轄区域が次のとおり定められています。

名 称	所轄区域
大津市消防団	大津市全域

2 消防団の任務(消防力の整備指針第36条第1項)

消防とは火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動さらには事故災害における救助、救出活動など、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を言います。

消防団の主な業務は次のとおりです。

- (1) 火災の鎮圧に関する業務
- (2) 火災の予防および警戒に関する業務
- (3) 救助に関する業務
- (4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒および防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- (5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- (6) 地域住民(自主防災組織等を含む。)等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- (7) 消防団の庶務の処理等の業務
- (8) その他、地域の事情に応じて、特に必要とされる業務

3 消防団の特性

消防団の特性は、地域密着性(消防団員は区域内に居住していることから、地域の人々や事情に通じている。)、要員動員力(多数の団員の動員が可能なこと)、即時対応力(区域内に居住していることから、災害の際に即時に対応が可能なこと)とされています。

4 消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

(1) 立入検査(消防法第4条の2第1項)

消防長又は消防署長は、火災予防のために特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができます。

(2) 情報提供(消防法第25条第3項)

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができます。

(3) 優先通行権及び緊急通行権

① 優先通行権(消防法第26条第1項)

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。

② 緊急通行権(消防法第27条)

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空き地等を通行することができます。

(4) 消防警戒区域の設定(消防法第28条第1項)

火災現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める者以外の者に対して、その区域から退去を命じたり、その区域の出入りの禁止、制限をすることができます。

II 消防団員の身分、処遇等

消防団は市町村の消防機関ですが、それを支える消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて参加し、地域住民を守るために日夜を問わず消防活動を行っています。

1 消防団員の身分と組織

(1) 消防団員は特別職の地方公務員(地方公務員法第3条第3項)

消防団員は、それぞれ職業を持つかわら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されています。

なお、消防団員には、市町村の条例に基づいて、報酬や出勤手当が支給されません。

(2) 団員の種類

団員の種類は基本団員と機能別団員があり、機能別団員は大規模災害時は支援団員として、平常時は教育訓練及び広報活動等を実施し、大学生等に入団していただいています。

(3) 消防団長及び消防団員等

① 消防団長(大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例第3条第1項)

消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。消防団長は、消防団の推薦に基づき、市長が任命します。

② 消防団員(同条例第3条第1項)

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事します。

消防団長以外の消防団員は、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命します。

ア 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者

イ 年齢18歳以上の者

ウ 志操堅固で、かつ、身体強健な者

③ 欠格条項(同条例第4条)

次のいずれかに該当する者は、団員となることはできません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 団員として懲戒免職処分の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(4) 消防団員の服務

① 秘密を守る義務(大津市消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例第9条)

団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけません。その職を退いた後も、同様となります。

② 服務規律(同条例第7条)

団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事することになります。ただし、招集を受けないときであっても、水火災その他の災害を知ったときは、ただちに出勤し、職務に従事しなければなりません。

③ 分限(同条例第5条)

団長は、団員が次のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができます。なお、団員は本市の区域外に転住したときは、その身分を失います。

- ア 勤務実績が良くないとき
- イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- ウ 団員に必要な適格性を欠くとき
- エ 定員の改廃又は予算の減少により、過員を生じたとき

④ 懲戒(同条例第6条)

団長は、団員が次のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができます。

- ア 消防に関する法令、条例または規則等に違反したとき
- イ 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- ウ 団員としてふさわしくない行為があったとき

(5) 消防団の階級及び階級章

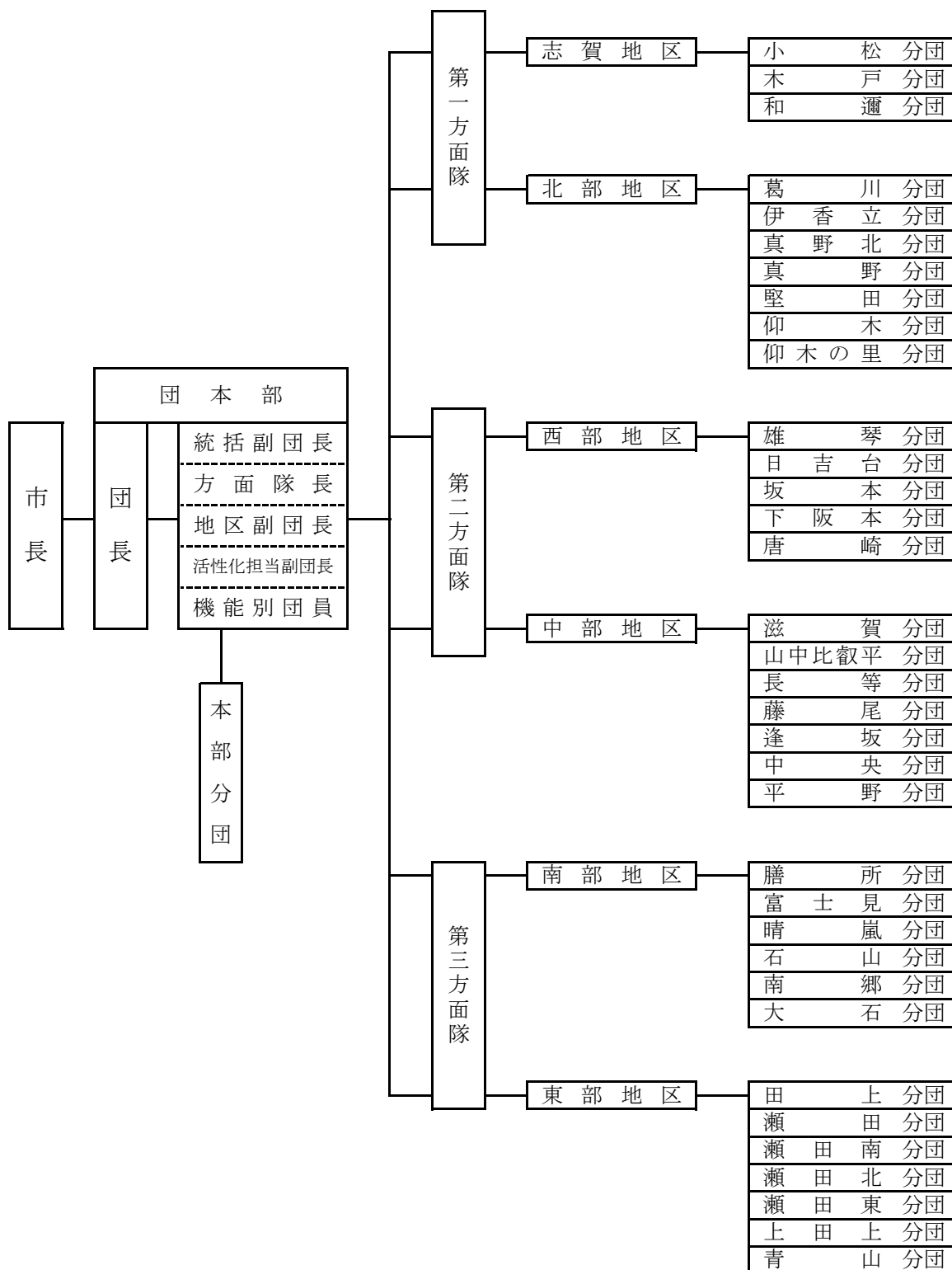
消防団の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員となります。機能別団員は団員のみです。(大津市消防団規則第5条)

団長、副団長及び分団長の任期は2年で再任することができます。なお、各階級にある者に欠員が生じ新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間となります。(同規則第7条)

消 防 団 員			
階級章 金属(差込式・ピン式) 布(マジック式) 樹脂製	制帽周章	略帽周章	制服袖章
団 長			
副 団 長			
分 団 長			
副 分 団 長			
部 長			
班 長			
団 員			

(6)大津市消防団組織図

[令和4年4月1日現在]



(7) 分団の名称及び所轄区域

名 称	所 轄 区 域
小松分団	北小松、南小松、北比良
木戸分団	南比良、大物、荒川、木戸、八屋戸、南船路
和邇分団	和邇北浜、栗原、和邇中浜、和邇高城、和邇中、和邇南浜、和邇春日一丁目、和邇春日二丁目、和邇春日三丁目、和邇今宿、小野、水明一丁目、水明二丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、湖青一丁目、湖青二丁目
葛川分団	葛川坂下町、葛川木戸口町、葛川中村町、葛川坊村町、葛川町居町、葛川梅ノ木町、葛川貫井町、葛川細川町
伊香立分団	山百合の丘、伊香立向在地町、伊香立生津町、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立下在地町、伊香立南庄町、伊香立上龍華町、伊香立下龍華町、伊香立途中町
真野分団	真野一丁目、真野二丁目、真野三丁目、真野四丁目、真野五丁目、真野普門一丁目、真野普門二丁目、真野普門三丁目、真野佐川町、真野大野一丁目、真野大野二丁目、真野家田町、真野谷口町
真野北分団	向陽町、美空町、花園町、清風町、陽明町、緑町、清和町、真野六丁目、真野普門町
堅田分団	堅田一丁目、堅田二丁目、本堅田一丁目、本堅田二丁目、本堅田三丁目、本堅田四丁目、本堅田五丁目、本堅田六丁目、衣川一丁目(仰木の里分団の所轄区域を除く。)、衣川二丁目(仰木の里分団の所轄区域を除く。)、衣川三丁目、今堅田一丁目、今堅田二丁目、今堅田三丁目
仰木分団	仰木一丁目、仰木二丁目、仰木三丁目、仰木四丁目、仰木五丁目、仰木六丁目、仰木七丁目、仰木町
仰木の里分団	衣川一丁目の一部(3番街区から11番街区まで、13番街区及び14番街区に限る。)、衣川二丁目の一部(1番街区から31番街区までに限る。)、仰木の里一丁目、仰木の里二丁目、仰木の里三丁目、仰木の里四丁目、仰木の里五丁目、仰木の里六丁目、仰木の里七丁目、仰木の里東一丁目、仰木の里東二丁目、仰木の里東三丁目、仰木の里東四丁目、仰木の里東五丁目、仰木の里東六丁目、仰木の里東七丁目、仰木の里東八丁目
雄琴分団	雄琴一丁目、雄琴二丁目、雄琴三丁目、雄琴四丁目、雄琴五丁目、雄琴六丁目、雄琴北一丁目、雄琴北二丁目、千野一丁目、千野二丁目、千野三丁目、苗鹿一丁目、苗鹿二丁目、苗鹿三丁目
坂本分団	坂本一丁目、坂本二丁目、坂本三丁目、坂本四丁目、坂本五丁目、坂本六丁目、坂本七丁目、坂本八丁目、坂本本町
日吉台分団	日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、日吉台四丁目
下阪本分団	下阪本一丁目、下阪本二丁目、下阪本三丁目、下阪本四丁目、下阪本五丁目、下阪本六丁目、比叡辻一丁目、比叡辻二丁目、木の岡町
唐崎分団	穴太一丁目、穴太二丁目、穴太三丁目、弥生町、唐崎一丁目、唐崎二丁目、唐崎三丁目、唐崎四丁目、滋賀里一丁目、滋賀里二丁目、滋賀里三丁目、滋賀里四丁目、蓮池町、あかね町、見世一丁目、見世二丁目、際川一丁目、際川二丁目、際川三丁目、際川四丁目
滋賀分団	高砂町、南志賀一丁目、南志賀二丁目、南志賀三丁目、南志賀四丁目、勸学一丁目、勸学二丁目、神宮町、柳川一丁目、柳川二丁目、鏡が浜、二本松、柳が崎、錦織一丁目、錦織二丁目、錦織三丁目、桜野町一丁目、桜野町二丁目、松山町、千石町、皇子が丘一丁目、滋賀里町甲、滋賀里町乙、南滋賀町、錦織町

山中比叡分団	山中町、比叡平一丁目、比叡平二丁目、比叡平三丁目
藤尾分団	大谷町、追分町、横木一丁目、横木二丁目、茶戸町、稲葉台、藤尾奥町
長等分団	皇子が丘二丁目、皇子が丘三丁目、大門町、園城寺町、山上町、観音寺、尾花川、茶が崎、御陵町、浜大津二丁目(中央分団の所轄区域を除く。)、浜大津三丁目、浜大津四丁目(中央分団の所轄区域を除く。)、長等一丁目、長等二丁目(中央分団の所轄区域を除く。)、長等三丁目(中央分団の所轄区域を除く。)、三井寺町、小関町、神出開町
逢坂分団	梅林一丁目、梅林二丁目、末広町、春日町、御幸町、逢坂一丁目、逢坂二丁目、札の辻(中央分団の所轄区域を除く。)、音羽台、朝日が丘一丁目、朝日が丘二丁目、本宮一丁目、本宮二丁目(平野分団の所轄区域を除く。)、東浦垣内町、梅林町、松本本宮町、中央四丁目の一部(13番街区の一部に限る。)、京町一丁目の一部(1番街区の一部に限る。)、京町四丁目の一部(4番街区の一部及び5番街区に限る。)
中央分団	長等一丁目の一部(1番街区の一部及び10番街区の一部に限る。)、長等三丁目の一部(1番街区の一部に限る。)、札の辻の一部(6番街区の一部に限る。)、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目(逢坂分団の所轄区域を除く。)、京町一丁目(逢坂分団の所轄区域を除く。)、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目(逢坂分団の所轄区域を除く。)、島の関、浜町、浜大津一丁目、浜大津二丁目の一部(1番街区の一部に限る。)、浜大津四丁目(1番街区、7番街区及び8番街区に限る。)、浜大津五丁目、松本二丁目の一部(2番街区の一部、3番街区及び4番街区の一部に限る。)
平野分団	本宮二丁目の一部(8番街区の一部、9番街区から17番街区まで、18番街区の一部及び19番街区から30番街区までに限る。)、におの浜一丁目、におの浜二丁目、におの浜三丁目、におの浜四丁目、西の庄(膳所分団の所轄区域を除く。)、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、鶴の里、石場、松本一丁目、松本二丁目(中央分団の所轄区域を除く。)、打出浜、竜が丘、池の里、馬場南町、湖城が丘の一部(23番街区、28番街区、35番街区の一部及び36番街区から44番街区までに限る。)
膳所分団	西の庄の一部(15番街区の一部に限る。)、由美浜、木下町、昭和町、相模町、膳所一丁目、膳所二丁目、丸の内町、本丸町、中庄一丁目、中庄二丁目、御殿浜、杉浦町、別保一丁目、別保二丁目、別保三丁目、湖城が丘(平野分団の所轄区域を除く。)、膳所池ノ内町(富士見分団の所轄区域を除く。)、秋葉台の一部(1番街区、2番街区、3番街区の一部、4番街区の一部、6番街区の一部及び28番街区の一部に限る。)、膳所平尾町の一部、晴嵐二丁目の一部(1番街区及び6番街区に限る。)
富士見分団	膳所池ノ内の一部、秋葉台(膳所分団の所轄区域を除く。)、富士見台、膳所平尾町(膳所分団の所轄区域を除く。)、膳所雲雀丘町、膳所別保町、園山二丁目、園山三丁目、美崎町、若葉台、北大路三丁目(晴嵐分団の所轄区域を除く。)
晴嵐分団	松原町、粟津町、栄町、鳥居川町、唐橋町、北大路一丁目、北大路二丁目、北大路三丁目の一部(20番街区から28番街区までに限る。)、田辺町、光が丘町、園山一丁目、晴嵐一丁目、晴嵐二丁目(膳所分団の所轄区域を除く。)、螢谷、国分一丁目、国分二丁目
石山分団	石山寺一丁目、石山寺二丁目、石山寺三丁目、石山寺四丁目、石山寺五丁目、大平一丁目、大平二丁目、石山寺辺町、平津一丁目、平津二丁目、石山平津町

南郷分団	千町一丁目、千町二丁目、千町三丁目、千町四丁目、石山千町、赤尾町、南郷一丁目、南郷二丁目、南郷三丁目、南郷四丁目、南郷五丁目、南郷六丁目、南郷上山町、石山南郷町、石山内畑町、石山外畑町
大石分団	大石曾束一丁目、大石曾束二丁目、大石曾束三丁目、大石曾束四丁目、大石曾束五丁目、大石曾束町、大石小田原一丁目、大石小田原二丁目、大石小田原町、大石龍門一丁目、大石龍門二丁目、大石龍門三丁目、大石龍門四丁目、大石龍門五丁目、大石龍門六丁目、大石龍門町、大石淀一丁目、大石淀二丁目、大石淀三丁目、大石淀町、大石中一丁目、大石中二丁目、大石中三丁目、大石中四丁目、大石中五丁目、大石中六丁目、大石中七丁目、大石中町、大石東一丁目、大石東二丁目、大石東三丁目、大石東四丁目、大石東五丁目、大石東六丁目、大石東七丁目、大石東町、大石富川一丁目、大石富川二丁目、大石富川三丁目、大石富川四丁目、大石富川町
田上分団	羽栗二丁目、羽栗三丁目、森一丁目、森二丁目、森三丁目、枝一丁目、枝二丁目、枝三丁目、枝四丁目、里一丁目、里二丁目、里三丁目、里四丁目、里五丁目、里六丁目、里七丁目、石居一丁目、石居二丁目、石居三丁目、稲津一丁目、稲津二丁目、稲津三丁目、稲津四丁目、稲津五丁目、黒津一丁目、黒津二丁目、黒津三丁目、黒津四丁目、黒津五丁目、太子一丁目、太子二丁目、関津一丁目、関津二丁目、関津三丁目、関津四丁目、関津五丁目、関津六丁目、田上羽栗町、田上森町、田上里町、田上石居町、田上稲津町、田上関津町
上田上分団	羽栗一丁目、上田上大鳥居町、牧一丁目、牧二丁目、牧三丁目、上田上牧町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、上田上平野町、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、上田上中野町、大鳥居、芝原一丁目、芝原二丁目、上田上芝原町、堂一丁目、堂二丁目、上田上堂町、新免一丁目、新免二丁目、上田上新免町
青山分団	桐生一丁目、桐生二丁目、桐生三丁目、上田上桐生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目、青山八丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、松が丘三丁目、松が丘四丁目、松が丘五丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目
瀬田分団	玉野浦、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、大江七丁目、大江八丁目、瀬田大江町
瀬田南分団	瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、瀬田五丁目、瀬田六丁目、神領一丁目、神領二丁目、神領三丁目、神領四丁目、神領五丁目、野郷原一丁目、野郷原二丁目、松陽一丁目、松陽二丁目、松陽三丁目、松陽四丁目、三大寺、瀬田橋本町、瀬田神領町
瀬田北分団	大萱一丁目、大萱二丁目、大萱三丁目、大萱四丁目、大萱五丁目、大萱六丁目、大萱七丁目、萱野浦、大將軍一丁目、大將軍二丁目、大將軍三丁目
瀬田東分団	一里山一丁目、一里山二丁目、一里山三丁目、一里山四丁目、一里山五丁目、一里山六丁目、一里山七丁目、月輪一丁目、月輪二丁目、月輪三丁目、月輪四丁目、月輪五丁目、栗林町、瀬田南大萱町、瀬田月輪町

2 消防団員の処遇

(1) 消防団員報酬等

① 団員報酬

団員には、階級に応じて次に掲げる報酬が支給されます。

(単位:円)

階 級	報酬年額	階 級	報酬年額
団 長	91,000	部 長	37,500
副 団 長	67,500	班 長	37,000
分 団 長	50,000	団 員	36,500
副分団長	38,500	機能別団員	9,000

② 機関員手当

消防自動車等の機関員に手当が支給されます。

(単位:円)

区 分	年 額
消防自動車機関員	6,000
小型動力ポンプ機関員	3,000

③ 出勤報酬

団員が災害出勤、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により支給されます。

(単位:円)

区 分	金 額
災害出勤の場合	1日 8,000
	4時間未満は 4,000
警戒の場合	1日 2,000
訓練その他の活動	1日 1,600

④ 費用弁償

団員が災害出勤等の職務に従事するため市内の当該災害出勤等の職務に従事すべき場所に旅行したときは、費用弁償が支給されます。

(2) 公務災害補償

① 意義

消防団員が公務上の災害を受けた場合に、被災した団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、被災した団員の社会復帰の促進、遺族の救援等を図るものです。

なお、この場合の「公務上の災害」とは、消防団員が消火や訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害をいいます。

② 損害補償の種類と概要

公務上の災害によって生じた損害の補てんを目的とした基本的給付であり、損害補償の種類及びその概要は次のとおりです。

ア 療養補償

負傷したり疾病にかかったりした場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等の必要な治療を行い、又は必要な療養の費用を支給します。

イ 休業補償

負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養のため勤務や業務に従事することができず、給与や業務上の収入が得られなかったときに支給します。

ウ 傷病補償年金

負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養の開始後1年6か月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当するときに、年金を支給します。

エ 障害補償

負傷したり疾病にかかったりした場合で、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、障害等級第1～7号までの者には年金として、障害等級第8～14級までのものには一時金として支給します。

オ 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の傷害補償年金を受給する原因となった障害のうち、特定の障害により、常時又は随時介護を要する状態にある者が、介護を受けたために費用を支出したときにその費用を支給します。なお、親族等から介護を受けたときには定額を支給します。

カ 遺族補償

団員等が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給します。

キ 葬祭補償

団員等の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、その者に対して支給します。

③ 公務災害発生時の連絡

公務災害が発生した場合は、速やかに上司に報告するとともに、報告を受けた分団長等は消防総務課へその内容を連絡してください。消防総務課では、災害発生報告書を作成し、公務上外の認定について消防団員等公務災害補償等共済基金と協議を行います。

(3) 退職報償金

団員が退職した場合は、本人(死亡による退職の場合は、その遺族)に退職報償金が支給されます。(機能別団員は対象外)

(単位:千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

※退職報償金支給額(平成26年4月1日以降の退職)

(1) 消防団員等公務災害補償等共済基金(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律)

市町村が、公務災害補償や退職報償金の支給財源に困ることのないよう、共済制度として消防団員等公務災害補償等共済基金(消防基金)が設立され、的確な支払が行われる仕組みがとられています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。(<https://www.syouboukikin.jp>)

3 消防団員等のための福利厚生事業

(1) 福祉共済事業

消防団員等の福利厚生のための相互扶助による共済制度で、本市では公費負担により全ての消防団員が加入しています。

① 福祉共済制度の給付内容

区分	事由	給付内容			金額(円)	
死亡	公務・公務外	遺族援護金			1,000,000	
	公務	弔慰金			23,000,000	
		弔慰救済金	付加給付	1号	10,000,000	
				2号	7,000,000	
				3号	5,000,000	
保育援護金			1人 250,000			
重度障害 (障害の等級 1級又は2級)	公務・公務外	生活援護金			1,000,000	
	公務	重度障害見舞金			23,000,000	
		見舞金	付加給付	1号	6,000,000	
				2号	4,500,000	
				3号	2,500,000	
保育援護金			1人 250,000			
障害 (障害の等級 3級又は12級)	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級		500,000	
			5級又は6級		300,000	
			7級又は8級		180,000	
			9級又は10級		90,000	
			11級又は12級		60,000	
	公務	見舞金	付加給付	3級～6級	1号	750,000
					2号	750,000
				3号	500,000	
			7級～9級	1号	500,000	
				2号	500,000	
3号	400,000					
入院	公務・公務外	入院見舞金(120日限度) 7日以上入院で1日あたり			1日 1,500	

② 共済金等を支払われない場合

加入者の故意又は重大な過失、違法行為、自殺又は自殺未遂、精神障害又は飲酒を原因とする事故等によるとき。

4 表彰

消防団員、職員の労苦に感謝し功労を報いる意味で、国や自治体、日本消防協会などでは各種の表彰を行っています。

(1) 国表彰

- ① 叙位
- ② 叙勲
春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、高齢者叙勲、死亡叙勲、緊急叙勲
- ③ 褒章
紅綬褒章、黄綬褒章、藍綬褒章、紺綬褒章
- ④ 内閣総理大臣表彰
- ⑤ 総務大臣表彰
- ⑥ 消防庁長官表彰
- ⑦ 退職消防団員報償

(2) 日本消防協会表彰

- ① 団体表彰
まとい、表彰旗、竿頭綬
- ② 個人表彰
特別功労章、功労章、功績章、精積章、勤続章、婦人消防隊員功績章

(3) 都道府県、都道府県協会、市町村表彰

- ① 滋賀県知事表彰
- ② 滋賀県消防協会長表彰
功績表彰、勤功表彰、勤続表彰、精励表彰(金章、銀章、銅章)、退団感謝状
- ③ 大津市長表彰
- ④ 滋賀県消防協会大津支部長表彰
- ⑤ 消防団長表彰
特別表彰(団体表彰、個人表彰)

Ⅲ 消防団の活性化対策

1 消防団協力事業所表示制度

この制度は、大津市消防団の活動に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るものです。

(1) 認定基準

- ① 本市の消防団として消防団活動に従事している従業員が3人以上いる事業所等
- ② 従業員が消防団活動に従事する場合に、勤務条件上の配慮をすることとしている事業所等
- ③ 災害時等に事業所等の資材、機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- ④ 上記に記載したもののほか、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると認められる事業所等

(2) 認定事業所一覧

- ① レーク滋賀農業協同組合大津地区統括本部
- ② 近江鍛工(株)本社工場
- ③ (株)泉工務店
- ④ 日本黒鉛工業(株)
- ⑤ (株)寺新鶏肉店
- ⑥ (株)庭創
- ⑦ (株)松浦組



2 滋賀県消防団応援の店制度

この制度は、地域をあげて消防団を応援する気運の醸成および消防団活動に対する理解促進を目的として、本制度にご賛同いただいた事業所や店舗等の協力によって、滋賀県内の消防団員およびその家族等を対象に、割引等のサービスを提供していただくものです。

大津市では平成28年12月1日から事業を開始しており、平成29年度中には滋賀県全域に拡大していく予定です。

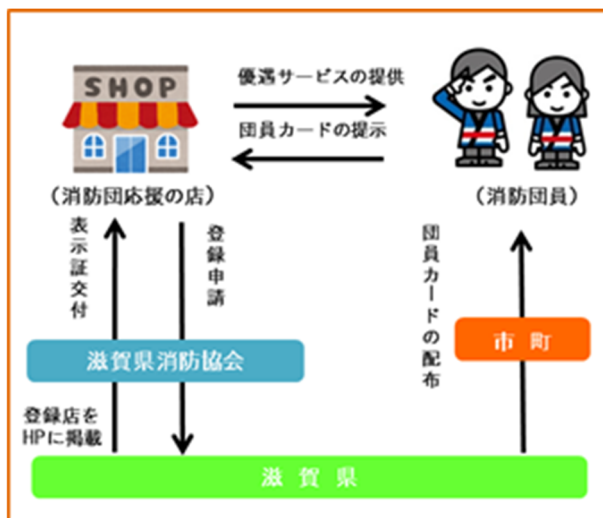


消防団員カード



消防団応援の店表示証

【滋賀県消防団応援の店事業の概要】



地域のお店・事業所に「消防団応援の店」として登録いただき、「消防団員カード」を提示した団員およびその家族に対して、優遇サービスを提供いただくことで、地域の安全・安心のために活動している消防団を応援するという事業です。

【滋賀県ホームページ URL】

「消防団応援の店 登録店一覧」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/syobou/>

※お知らせから最新情報をご確認ください。

3 消防団員募集

消防団は、地域を熟知している皆さんを必要としています。

(1) 消防団とは、

地域における消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず、地域に密着し、市民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

(2) 活動内容は、

火災現場での消火をはじめ、地震や風水害といった自然災害発生時の警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょなど、様々な現場で活動しています。また、広報活動、防火指導等地域住民への啓発活動も行っています。

(3) 消防団の待遇は

普段は、仕事を持ちながら、非常勤公務員として活動する消防団員には、年報酬、退職報償金や出動手当が支給され、消防活動時等の受傷などは公務災害の補償対象になります。

■ 地元の消防分団

- ・火災、自然災害等の対応
- ・防火広報活動
- ・一般住宅防火訪問
- ・消防操法訓練等の各種訓練



■ 本部分団

- ・式典等の支援活動
- ・災害時の後方支援活動
- ・消防団の庶務や訓練指導、各分団との連絡調整
- ・各種教育による必要な知識や技能の習得



■ 女性消防団員

- ・式典等の支援活動、災害時の後方支援活動
- ・消防団の庶務や訓練指導、各分団との連絡調整
- ・各種教育による必要な知識や技能の習得
- ・淡海ファイヤーレディース交流会等催物への参加



■ カラーガード隊(本部分団)

「オオツファイヤー・ウイングス」として、式典などにおいて、演技を通じた消防広報活動



■ 機能別団員(学生)

大規模災害時活動補助の団員、平常時は教育訓練、広報活動等を実施します。



参 考 資 料

○ 消防組織法（抜粋）

（昭和22年12月23日法律第226号）

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（教育訓練機関）

第5条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

（市町村の消防に関する責任）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

（消防本部及び消防署）

第10条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防職員）

第11条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

（消防長）

第12条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防署長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

（消防署長）

第13条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

（消防職員の職務）

第14条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防職員の任命）

第15条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

（消防職員の身分取扱い等）

第16条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（消防団）

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

（消防団員）

第19条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団長）

第20条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

（消防団員の職務）

第21条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防団員の任命）

第22条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第24条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第25条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第29条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
 - (2) 市町村相互間における消防職員の人事交流のあっせんに関する事項
 - (3) 消防統計及び消防情報に関する事項
 - (4) 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
 - (5) 消防思想の普及宣伝に関する事項
 - (6) 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
 - (7) 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
 - (8) 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項
 - (9) 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
 - (10) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項
 - (11) 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
 - (12) 消防に関する市街地の等級化に関する事項
(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属する事項
(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)
- 第36条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

第37条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

(都道府県知事の勧告、指導及び助言)

第38条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について、市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(市町村の消防の相互の応援)

第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第42条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係る警察の指揮は、消防が行う。

(消防学校等)

第51条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第52条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

○ 消防法（抜粋）

（昭和23年7月24日法律第186号）

（目的）

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（消防団の立入検査）

第4条の2 消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員

（消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。）に前条第一項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

2（省略）

（火災発見者の通報義務）

第24条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

（応急消火等及びその協力の義務等）

第25条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

（出動消防車の優先通行、サイレンの使用等）

第26条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

2（省略）

3 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。

4 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

（消防隊の緊急通行権）

第27条 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（消防警戒区域）

第28条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

（消火活動における消防長等の緊急措置等）

第29条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（消火活動における消防長等の緊急措置等）

第29条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

(給水維持のための緊急措置権等)

第30条 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

(災害補償)

第36条の3 第25条第2項(第36条第7項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条の2及び第36条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第35条の10第1項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 (省略)

○大津市消防団の設置、名称及び管轄区域に関する条例 (昭和40年12月27日条例第50号)

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び管轄区域について必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び管轄区域)

第2条 法第9条第3号の規定により、本市に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大津市消防団
- (2) 管轄区域 大津市全域

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則 (省略)

○大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

昭和40年12月27日

条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、大津市非常勤消防団員(以下別表1を除き、「団員」という。)の定員並びに任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(団員の種類)

第2条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、次項に規定する機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、市長が指定する特定の消防事務に従事する団員とする。

(定員)

第2条の2 団員の定数は、次に掲げる団員の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める数とする。

- (1) 基本団員 1,293人
- (2) 機能別団員 20人

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。以下「政令」という。)第4条第1項第1号の条例定員は、前項各号に定める数を合計した数とする。

3 政令第4条第3項の条例定員は、第1項第1号に定める数とする。

(任用)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し又は通学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得てこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠くとき。

(4) 定数の改廃又は予算の減少により、過員を生じたとき。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 第3条第1号に掲げる資格を失うに至ったとき。

(2) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当したとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、市長の承認を得て懲戒処分として、戒告、停職または免職をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例または規則等に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない行為があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行なう。

(服務規律)

第7条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けないときであっても、水火災その他の災害を知ったときは、ただちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(管轄区域内不在の届出)

第8条 団員が10日(分団長以上の者にあつては、2日)以上居住地を離れるときは、団長にあつては市長に、副団長、分団長及び機能別団員は団長に、基本団員にあつては分団長に、それぞれ届け出なければならない。

(秘密を守る義務)

第9条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(集団的行動の禁止)

第10条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、もしくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動をしてはならない。

(報酬)

第11条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 年額報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

3 出勤報酬は、団員が災害出勤、警戒及び訓練その他の活動の職務(以下「災害出勤等の職務」という。)に従事した場合に支給するものとし、その額は、別表第2に定めるとおりとする。

4 報酬の支給方法は、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第20号)の適用を受ける職員に支給する報酬の例による。

(費用弁償)

第12条 団員が災害出勤等の職務に従事するため市内の当該災害出勤等の職務に従事すべき場所に旅行したときは、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第3の規定の例により算定した額の費用弁償を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)による一般の職員の旅費相当額を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する旅行の全部の行程につき公用車を使用した場合(その他の事由により当該団員が当該旅行に要する費用を負担しなかった場合を含む。以下同じ。)は費用弁償を支給せず、片道その他一部の行程につき公用車を使用した場合は市長の定めるところによりこれらの規定による額に必要な調整をして費用弁償を支給する。

4 費用弁償の支給方法は、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

(その他)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 (省略)

○大津市消防団規則

平成 6 年 6 月 11 日
規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市消防団の設置、名称及び管轄区域に関する条例(昭和 40 年条例第 50 号)第 3 条並びに消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織、消防団員の階級その他消防団の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 大津市消防団(以下「消防団」という。)は、消防団本部及び分団をもって組織する。

2 分団の名称及び所轄区域は、別表のとおりとする。
(消防団本部の所掌事務)

第 3 条 消防団本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
- (2) 分団との連絡調整に関すること。
- (3) 消防団の訓練指導に関すること。
- (4) 消防広報活動及び家庭防火指導に関すること。
- (5) 消防団の庶務に関すること。
- (6) その他消防団の運営について必要な事項に関すること。

2 前項の事務を処理するため、消防団本部にその事務局として本部分団を置く。

(分団の所掌事務)

第 4 条 分団は、次の事務を所掌する。

- (1) 分団に属する消防団員の身分に関すること。
- (2) 消防団本部及び他の分団との連絡調整に関すること。
- (3) 分団の訓練指導に関すること。
- (4) 消防広報活動及び家庭防火指導に関すること。
- (5) 分団の庶務に関すること。
- (6) その他分団の運営について必要な事項に関すること。

(階級)

第 5 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団長の階級は、団長とし、消防団長以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(任務)

第 6 条 団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときはあらかじめ団長の定める順序に従い、その職務を代行する。

3 分団長、副分団長、部長及び班長は、上司の命を受け、所属の消防団員を指揮監督する。

4 分団長に事故があるときは、副分団長がその職務を代行する。

(任期)

第 7 条 団長、副団長及び分団長の任期は、2 年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠により任命された団長、副団長及び分団長の任期は、前任者の残任期間とする。

(機能別団員)

第 7 条の 2 機能別団員(大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 40 年条例第 51 号)第 2 条第 1 項に規定する機能別団員をいう。)は、消防団本部に属し、団長の指揮の下、大規模災害発生時等において基本団員(同項に規定する基本団員をいう。)が行う活動

の補助活動その他市長がその都度指定する消防事務に従事する。

(宣誓)

第 8 条 消防団員は、その職に任命されたときは、別記様式に定める宣誓書に署名しなければならない。

(災害出動時の責任者)

第 9 条 消防団が水火災その他の災害に際し出動するときは、部長以上の階級にある者が 1 人以上加わっていないなければならない。

2 災害出動時の責任者(以下「責任者」という。)は、出動した消防団員のうち最上級の階級にある者があたる。

(消防車の交通法規)

第 10 条 消防車が火災現場に出動するときは、交通法規の定める速度に従うとともに、正常な交通を維持するためにサイレン及び赤色の警光灯を用いるものとする。ただし、引揚げの場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通法規に従わなければならない。

(消防車の遵守事項)

第 11 条 災害出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。

(2) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 26 条の規定に基づく優先通行等については慎重に行い、交通事情を十分に考慮して、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

(3) 消防団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならない。

(4) 消防車は、1 列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。

(5) 走行中は先行消防車を追い越してはならない。ただし、先行消防車から追い越しの合図があったときは、この限りでない。

(市外出動)

第 12 条 消防団は、消防局長又は消防署長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害の現場に出動してはならない。ただし、出動した際に管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づいて管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(災害現場における遵守事項等)

第 13 条 消防団が水火災その他の災害の現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防団員は、消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、迅速かつ適切に行わなければならない。
- (3) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

2 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を有効に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて、水火災その他の災害の防衛及び鎮圧に努めなければならない。

(死体を発見した場合の措置)

第 14 条 水火災その他の災害の現場において死体を発見したときは、責任者は、消防局長又は消防署長に報告するとともに、警察官又は検死員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第 15 条 放火の疑いのある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防局長又は消防署長に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表は、差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第 16 条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 消防団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 設備資材台帳
- (4) 区域内全図
- (5) 地水利台帳
- (6) 金銭出納簿
- (7) 手当受払簿
- (8) 給与品貸与品台帳
- (9) 諸令達簿
- (10) 消防法規例規関係書
- (11) 雑書綴

(教養及び訓練)

第 17 条 消防団長は、消防団員の品位の保持及び実地に役立つ技能の錬磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 18 条 市長及び消防団長は、消防団又は消防団員が次の各号のいずれかに該当したときは、これに対して表彰状又は感謝状を授与し、記念品を贈呈することができる。

- (1) 職務遂行にあたって功労が顕著であるとき。
- (2) 良好な成績で 10 年以上消防団員を勤めた者が退団したとき。
- 2 前項第 2 号の表彰は、1 回限りのものとする。
- 3 表彰状又は感謝状の授与を受ける者は、各分団長の推せんにより、市長表彰にあつては市長が、消防団長表彰にあつては消防団長が選考する。
- 4 表彰状又は感謝状を受けるべき者が故人である場合は、その遺族に交付する。
- 5 第 1 項第 1 号の表彰は、毎年消防出初式の日に行い、同項第 2 号の表彰は、その都度行うものとする。

(その他)

第 19 条 この規則の施行について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則 (省略)

宣 誓

私は、忠実に日本国憲法、法律、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

消防団員のしおり

令和4年4月
編集発行 大津市消防局 消防総務課
〒520-8575
大津市御陵町3番1号
電話 077-525-9901

